

平成 24 年における司法処分状況について

京都労働局（局長森川善樹）は、平成 24 年（1～12 月）の司法送検の状況（京都管下 7 の労働基準監督署が労働基準法、労働安全衛生法等の違反被疑事件として検察庁に送検したものを）を以下のとおり取りまとめた。

送検件数	25 件（対前年比 + 7 件）
うち労働基準法等違反	9 件（対前年比 ± 0 件）
労働安全衛生法違反	16 件（対前年比 + 7 件）

労働基準監督署では、労働基準法、労働安全衛生法違反等の法令に基づき、事業場に対する賃金の支払等一般労働条件の履行確保や労働災害・健康障害防止のための行政指導を行っているが、重大・悪質な法令違反に対しては、司法警察権限を行使して捜査を行い労働基準関係法令違反被疑事件として検察庁へ送検（いわゆる「司法処分」）している。

労働基準法第 102 条
労働基準監督官は、この法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行う。（最低賃金法、労働安全衛生法等にも同旨の規定がある。）

1 概要

（1）法令別件数（表 - 1）

労働基準法等違反被疑事件は 9 件であり、このうち 8 件が賃金不払であった。

労働安全衛生法違反被疑事件は 16 件であり、このうち 8 件が安全衛生措置不履行、7 件が報告義務違反（いわゆる労災かくし）であった。労災かくしは対前年比 5 件増である。

（2）業種別件数（表 - 2）

業種別の送検状況は建設業が 12 件と約半数を占めており、これに続いて製造業が 5 件、接客娯楽業が 3 件となっている。前年比では建設業の安全衛生法違反被疑事件が 8 件の増加となっている。

（3）送検事例

送検事例は（表 - 3）のとおりである。

2 今後の方針

労働基準監督機関の使命は労働基準関係法令の履行確保を図ることにある。このため、法違反の是正を行わない事案、法違反を原因として重大な労働災害を発生させた事案については、引き続き司法警察権限を厳正に行使することとしている。

また、労災かくし事案が少なからず発生しているが、これらの事案は被災労働者の補償に支障を及ぼすだけでなく、同種災害の再発防止対策が適正に講じられないなどの問題があることから、今後も厳正に対処する方針である。

(表-1) 法令別件数

主要法条項	労働基準法								労働安全衛生法						合計		
	労働条件の明示	解雇	賃金不払等 (金法違反を含む) (最低賃金)	休業手当	労働時間等	割増賃金	年次有給休暇	制裁規定	記録の保存	作業主任者	安全衛生措置	特定元方事業者	注文者	安全衛生教育		就業制限	報告等 (労災隠し)
平成20年	1		5			2	1				10	1	1	2	2	5	30
平成21年			14		1	2				3	8	1			1	2	32
平成22年		1	13	1		2		1	1		3	1		1	2	2	28
平成23年		1	8								6				1	2	18
平成24年			8		1						8		1			7	25

(表-2) 業種別件数

		製造業	建設業	運輸 交通業	農林業	卸 小売業	金融 広告業	接客 娯楽業	清掃 と畜業	計
平成 23 年	労働基準法等	1	2			5	1			9
	労働安全衛生法	2	3(1)		1(1)	2			1	9(2)
	計	3	5(1)		1(1)	7	1		1	18(2)
平成 24 年	労働基準法等	2	1	1		2		3		9
	労働安全衛生法	3(2)	11(3)	1(1)	1(1)					16(7)
	計	5(2)	12(3)	2(1)	1(1)	2		3		25(7)

()は労災かくし件数で内数

(表-3) 平成24年の送検事例

事例 - 1 安全措置義務違反事件 (元請業者と下請業者を送検)

マンション改修工事現場において、足場工事を請け負う下請の職長が、労働者に高さ15.8メートルのマンション5階屋上の作業床で作業を行わせるに際し、墜落災害防止のための囲いを設ける等の危険防止措置を講じなかった疑い。

また、当該工事の元請業者の現場責任者は、現場の下請労働者に対する墜落災害防止のための囲いを設ける等の危険防止措置を講じなかった疑い。

その結果、同所において足場用シートの準備作業を行っていた下請業者の労働者が墜落し、手足を骨折(全治10か月)するという労働災害が発生した。

この事件は、元請業者の刑事責任も問われた事例である。

- * 下請業者 労働安全衛生法第21条第2項 労働安全衛生規則第519条第1項違反
- 元請業者 労働安全衛生法第31条第1項 労働安全衛生規則第653条第1項違反
- ・労働安全衛生法第21条第2項
事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所...(略)...等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- ・労働安全衛生規則第519条第1項
事業者は、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼす恐れのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けなければならない。
- ・労働安全衛生法第31条第1項
特定事業の仕事を行く注文者は、建設物、設備又は原材料(以下「建設物等」という。)を、当該仕事を行う場所においてその請負人...(略)...の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- ・労働安全衛生規則第653条第1項違反
注文者は、法第31条第1項の場合において、請負人の労働者に、作業床...(略)...を使用させるときは、これらの建設物等の高さが2メートル以上の箇所で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるところに囲い...(略)...等を設けなければならない。(以下略)

事例 - 2 賃金不払事件

喫茶店を営む事業主が、同社の労働者2名に対する合計217,400円を所定支払日に支払わなかった疑い。

労働基準監督署の度重なる指導に従わなかったため送検したものである。

この事件では、証拠確保のために強制捜査を実施した。

- * 最低賃金法第4条第1項違反
- ・最低賃金法第4条第1項
使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

事例 - 3 労災隠し事件

自社構内で労働者が運転するフォークリフトに同僚労働者が右足を轢かれ負傷し、3か月以上の休業を要する労働災害が発生したにもかかわらず、事業主は、所轄の労働基準監督署長に対し労働者死傷病報告書を遅滞なく提出しなかった疑い。

この事件で事業主は、労働基準監督署からの調査を免れるため事実を公にしなかったと供述している。

事例 - 4 労災隠し事件（虚偽の報告）

工事現場において、労働者がトラックの荷台から降りた際に、両踵を骨折し2か月以上の休業を要する労働災害が発生したにもかかわらず、事業主は災害発生場所を自社の駐車場内であると偽った内容で所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告書を提出し、虚偽の報告を行った疑い。

この事件で事業主は、発注者に迷惑をかけたくなかったので事実を偽ったと供述している。

* 労働安全衛生法第100条第1項 労働安全衛生規則第97条第1項違反

・労働安全衛生法第100条第1項

厚生労働大臣は、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者...（略）...に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

・労働安全衛生規則第97条第1項

事業者は、労働者が労働災害...（略）...により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第23条による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。